

基山町農業委員会会議録

平成30年7月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第13号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第14号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
報告第12号	農地法第18条の規定による届出	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

平成30年7月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第7回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、3番委員と4番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第13号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人の農地は市街化区域で宅地化により譲渡人の農地が少し残ったので譲受人が隣接農地所有者の一括管理による農地活用のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が7,204.48㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、南高島団地の西側、山下川沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

届け出は譲渡人と譲受人の両方からありましたか。

事務局

両方からです。

2 番委員

農地は受託組合で耕作しています。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第 1 3 号議案 1 番は許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 3 号議案 1 番は、全員一致で許可します。

次に、第 1 4 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第 1 4 号議案 1 番朗読

この件につきましては、申請者が土砂採取を目的として平成 2 3 年 4 月 1 9 日付けで農地転用（一時転用）申請を行い、その後、平成 2 6 年 7 月、平成 2 8 年 7 月から 2 年間を期限とする期間延長の申請があり、転用許可がされております。

今回期限切れに伴う更新の手続きとなっており、期間は平成 3 0 年 7 月 2 0 日から平成 3 2 年 7 月 1 9 日までの 2 年間で、使用貸借権の設定です。

排水関係については、水利代表者等より同意を得ており、問題はないものと考えます。

場所は、園部インター西側のグリーンパークの西側付近の農地です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3 番委員

排水等の問題ありません。

事務局

周りの地目は山林ですが、真ん中に畑があります。事業が終了するまで期間延長の申請があります。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第14号議案1番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、報告第12号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第12号説明

この件につきましては、平成30年6月25日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。ないようでしたら、報告第12号を終わります。

全員挙手

議 長

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

宮浦委員

事務局は、所有権移転についても地元農業委員に連絡してほしい。

事務局

所有権移転の届については、農業委員さんへの事前説明確認書の添付の必要はありませんが、次回から地元農業委員さんに事務局から状況をお伝えしたいと思います。如何でしょうか。

議 長

それがいいと思います。所有権移転についても、地元農業委員に連絡してく

ださい。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年7月3日

署名人

議 長

委 員

委 員